

わたしたちのPTA

— 学習し実践するPTA —



《特 集》

子どもを見る目を育てる実践研究のすすめ「PTA研修プログラム」
「アンビシャスふくおか家庭教育宣言事業」実践事例

平成19年3月

福岡県教育委員会

PTA とは

PTAのおこり

PTAは父母 (Parent)、と教師 (Teacher) でつくられた会 (Association) の略称です。わが国では「父母と先生の会」と訳されています。

PTAのおこりは、1897年 (明治30年)、アメリカのワシントンで「第1回母親会議」が開催され、全国母の会が結成されたことに端を発します。

この会議の提唱者であるアリス・バーニーは、子どもを持つ一人の母親として運動を始め、宗教・人種・地位等をこえて、すべての子ども・親・家族のしあわせを求めて母の会の結成にこぎつけたのです。

しかし、母親だけの力では子どものしあわせを求める問題の解決は難しいことから、1907年 (明治40年) に、母の会の中に「父母と教師の部」が設けられ、1908年 (明治41年) には「全国母親PTA協議会」として改組されました。

この会を起点として、アメリカでのPTA運動は全国的な広がりを見せ、1924年 (大正13年) には「父母と教師の全国協議会」が誕生しています。

わが国でのPTAの発足

わが国のPTAの発足の契機となったのは、昭和20年に来日したアメリカの教育使節団であると言われています。

使節団は日本の教育制度を調査し、昭和21年3月に「教育使節団報告書」を提出しました。

その中で、「日本の教育の民主化のためには、学校だけではなく家庭も地域もそれぞれが持っている教育的役割を果たすことによって成果があがることを期待している」とし、アメリカのPTAを紹介しました。この勧告を受け、昭和22年、文部省は「父母と先生の会—教育民主化の手引—」を各都道府県に配布、さらに、昭和23年には「父母と先生の会参考規約」を作成し、PTAの組織結成のための指導に努めるなど、教育民主化の一環としてPTAの普及を積極的に奨励しました。

その結果、昭和25年には、全国ほとんどの小中学校にPTAが組織されるまでになりました。

PTAの目的

PTAは、これまで国の公的な組織からの提言を二度受けています。一度目の提言は、社会教育審議会 (父母と先生の会分科審議会) による「父母と先生の会 (PTA) 参考規約」 (昭和29年) であり、二度目は、社会教育審議会報告による「父母と先生の会のあり方について」 (昭和42年) です。

昭和29年の参考規約には、「この会は父母と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長を図ることを目的とする」とあります。

また、昭和42年に出された社会教育審議会報告「父母と先生のあり方について」には、「父母と先生の会 (PTA) は、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。」と述べています。

P T A の性格

P T Aは、その目的を達成するため、保護者である父母と教師が会員となり、学校ごとに結成され、自主的・民主的に運営される団体です。

さらに子どもの幸福を願って会員自らが学習し、実践していく成人団体であり、社会教育関係団体として位置づけられています。

社会教育法第10条には、「社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定されています。

また、昭和42年社会教育審議会報告「父母と先生のあり方について」の中でも、「会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である」と述べ、P T Aのあり方を明示し、さらに昭和46年社会教育審議会の答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の中でも、P T Aは社会教育関係団体として明確に位置づけられ、「構成員の学習、向上を主とする団体」というとらえ方をしています。

- 公の支配に属することなく民主的に運営される団体（自主独立）
- 子どもの在学時を区切りとし、年齢、職業等が異なる多様な会員構成の団体
- 特定の政党や宗教宗派に片寄らない団体（非政党、非宗教・宗派）
- 青少年の健全育成等地域社会の世論を形成し、社会連帯感を培うことができる団体
- 営利を目的としない団体（非営利）
- ボランティア精神によって活動する団体
- 学校区を単位とする団体であり、市・郡・県・全国と上部組織をもつ団体

P T A の目標と諸活動

子どもたちは、学校の児童生徒であると同時に家庭の子であり、社会の一員です。

P T Aは、「児童生徒の健全な成長を図る」という目的を達成するために、親と教師がともに協力しあい、家庭・学校・地域社会の三者が一体となり、その役割を果たすことが求められます。

そのためには、学校教育の充実はもちろん、家庭教育の充実が図られ、また、地域社会での教育の推進がなされなければ、その目的の達成は期待できません。

このような意味から、P T Aとして取り組むべき目標と諸活動をあげると次のようなことが考えられます。

- 目 標
- 学校および家庭における教育の理解とその振興
- 児童生徒の校外における生活の指導
- 地域における教育環境の改善・充実

1 学校および家庭における教育の理解とその振興

① 親と教師の協調を図る。

親は家庭教育の責任者として、教師は学校教育の専門家として対等の立場で子どもたちのことについて学習し、実践しあう協調関係が必要です。

② 学校教育に対する理解を深める。

親は、学校の教育方針や指導方法を十分理解することによって学校教育への協力のあり方にもその成果をみることができます。

授業参観や懇談会に出席したり、学校・学年PTA、地域PTA等に積極的に参加することが大切です。

③ 家庭の教育機能を高める。

家庭の意義・機能およびその教育的役割等について理解を深め、家庭教育本来の機能を果たし得るよう親と教師がともに学習活動等を行うことが望まれます。

子どもがかけがえのない個性と全人的な調和をもって育つためには、生涯学習の観点からも、家庭教育、社会教育の各分野における明確な指導と密接な協力が鍵となります。

2 児童生徒の校外における生活の指導

子どもの校外での遊びや集団行動は、学校教育では期待し難い効果をもつものが多く、特に子どもの自主性、社会性、創造性をはぐくむための「体験学習の場」となるものです。

PTAが行う生活指導は、「補導」という側面よりも、明るく健康な子どもに育つための生活指導に重点をおき、青少年団体等の育成をめざす活動の展開を図りたいものです。

3 地域における教育環境の改善・充実

「教育環境の改善・充実」については、子どもたちが生活する地域の環境を教育的に改善・充実し、また、子どもたちの地域における生活の安全を確保することが重要です。

例えば、次のような活動が考えられます。

- 遊び場や文化・スポーツ施設の設置
- 水難等危険地域の排除
- 進学路の整備、信号機の設置等交通安全対策及びその指導
- ツーショットダイヤルや有害図書等の非教育的内容の排除
- 悪臭、騒音等公害の除去
- 放送、出版物等のマスコミ対策

地域の教育環境の問題については、一人の親、一人の教師では解決できにくいものです。解決をせまられている問題については、ともに学習をすすめ、学習に基づいて世論形成の核として活動を推進し、他の社会教育関係団体との協力を図る中で関係当局に働きかけるなどして、環境改善の方途を求めなければならないでしょう。子どもを健全に育成していく重要な教育環境は、地域社会の明るく健康な人間関係であることを再認識したいものです。

「環境が人間をつくる。しかし、人間が環境をつくる。」のですから、PTA活動の中で教育的環境の創造を推進することは、今後の大きな課題のひとつといえるでしょう。

4 P T Aと人権・同和教育

学校における人権・同和教育の取組は、家庭において理解されることが大切となります。家庭は、人権意識の基礎をはぐくむとともに、差別を許さないコミュニティづくりの核であり、人権教育の具体的な実践の場でもあります。幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、生命を大切にすること、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすことを踏まえ、子どもたちに対して肯定的な自己認識力の育成を図るとともに、日常生活のあらゆる場面をとらえ、偏見を持たず差別しないことなどを体得させることが必要です。

しかし、近年の少子化・核家族化などの社会の変革に伴って家庭における教育機能の低下が指摘されています。

このため、家庭教育に関する親の学習機会の提供や子育てに関する相談体制の整備、家庭教育手帳等の作成・配布など家庭教育を支援する取組が行われています。

同和問題をはじめとする様々な人権問題や人権教育に対する関心を高め、人権の視野を広げるためには、学校と家庭の連携が重要となり、P T A活動を通して、保護者等に対する情報提供や啓発を進めていくことが必要となります。

人権・同和教育に関する研修では、効果的な学習を進めるために、知識のみならず感性や態度・行動に現れるよう体験活動を重視した学習プログラムの開発や学習方法の工夫・改善を進めることが大切です。

5 P T Aといじめ問題

いじめ問題は、子どもを取り巻く全ての大人が「いじめの根絶」を願い、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に発揮しながらも連携して、子どもの育ちを支える具体的な実践活動を進めることが大切です。子どもの健やかな成長のためには、家庭や地域が教育の場としての役割を十分に発揮することが必要となります。「いじめは人間として絶対に許されない行為」であること等を家庭や地域で共有し、子どもの健全育成という共通の目標に向かって、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を明確にししながら、一体となって子どもを育てていくことが求められています。

「いじめ」が学校だけでは発見しにくい実態もあることから、P T Aが中心となり家庭・学校・地域の要として、いじめ解消にむけたネットワークづくりに積極的に取り組んでいくことが期待されています。

① 「いじめ防止研修」の充実

学識者による講義や参加者の協議・演習等を取り入れたり、教員の協力を得たりしながら、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や子どものサインに気付く方法等に関する研修の機会をつくり、家庭における親としての意識を高めることが大切です。

- ア P T A組織としてのいじめ問題に取り組む専門委員会等の設置
- イ 成人講座や学年懇談会等における「いじめ問題研修」の位置づけ
- ウ P T A新聞等を活用した、全ての保護者への研修内容の発信
- エ 県やブロックで行われる指導者研修会の内容充実

② 実践活動・宣言等の推進

学校とP T Aとが協力して、「早寝・早起き・朝ごはん」運動や読書活動、子どもを見守る週間等をとおした実践的活動を推進し、家庭における保護者のいじめ防止やサイン発見のためのいじめ問題対応への実践意欲を高めることが大切です。

- ア 家庭向けチェックリストを活用した「子どもを見守る週間」等の設定
- イ いじめ防止や家庭教育に関する校内キャンペーン等の充実
- ウ 親子読書や読み聞かせ、食卓での会話など親子でのふれあい活動の推進